



平成 30 年 7 月豪雨災害による被災者の皆様へ



生活福祉資金（緊急小口資金） 特例貸付のご案内

～ 一時的に必要な生活費をお貸しします ～

貸付内容

- 貸付対象 被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。
※生活保護世帯の場合は、予め福祉事務所（担当ケースワーカー）にご相談ください。
- 貸付限度額 原則として、一世帯につき一回限り 10 万円。
ただし、以下の場合、一世帯につき一回限り 20 万円。
※本資金の貸付は、10 万円単位とする。
 - ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4 人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合
- 据置期間 貸付の日から 1 年以内
- 償還期限 据置期間経過後 2 年以内
- 貸付利子 無利子

貸付金の交付方法

- 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

貸付に必要なもの

- 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、住民票 等）
- 印鑑（印鑑がない場合は拇印でも差し支えありません。）
- 申込者本人名義の預金通帳又はキャッシュカード ※ネット銀行除く

※必要に応じて、追加の書類を求める場合があります。

受付窓口

住所を有する市区町社会福祉協議会又は避難をしている避難所等が所在する市区町社会福祉協議会

※被害状況や交通事情等を考慮し、当該地域の社会福祉協議会の窓口に来所することが困難な場合は、他の近隣の社会福祉協議会で申込可能です。

※県外に避難している場合は、避難先の都道府県社会福祉協議会での貸付けとなります。

◆ **開始日： 7月26日（木）午前10時から受付を開始**

◆ **相談・申込受付時間：午前10時～午後4時（土曜、日曜、祝日は除く）**

※受付終了時間：午後3時30分

※受付終了時間を過ぎてお越しの場合、受付できませんので、ご注意ください。

◆ **広島県内 市区町社会福祉協議会一覧**

社協名	電話番号	社協名	電話番号	社協名	電話番号
広島市	082-264-6404	呉市	0823-25-3571	安芸高田市	0826-47-1131
中区	082-249-3114	竹原市	0846-22-5131	江田島市	0823-40-2501
東区	082-263-8443	三原市	0848-63-0570	府中町	082-285-7278
南区	082-251-0525	尾道市	0848-22-8343	海田町	082-820-0294
西区	082-294-0104	福山市	084-928-1353	熊野町	082-855-2855
安佐南区	082-831-5011	府中市	0847-47-1294	坂町	082-885-2611
安佐北区	082-814-0811	三次市	0824-63-8975	安芸太田町	0826-32-2226
安芸区	082-821-2501	庄原市	0824-72-7120	北広島町	0826-82-2680
佐伯区	082-921-3113	大竹市	0827-52-2211	大崎上島町	0846-62-1718
		東広島市	082-426-3127	世羅町	0847-22-3162
		廿日市市	0829-20-4080	神石高原町	0847-85-2330

◆ **特設受付会場 設置期間：平成30年8月10日（金）まで**

★平成30年8月10日（金）16時をもって、特設会場を終了しますので、東広島市は、
8月13日（月）以降は市役所2F生活支援センターの窓口にご相談・お申込みください。

会場	会場名	住所	期間
広島市	広島県社会福祉会館	広島市南区比治山本町12-2	7/26(木)～8/10(金)
呉市	呉市役所 1F 他	呉市中央4丁目1番6号	7/26(木)～8/10(金)
東広島市	東広島市役所本庁 2F 共有スペース	東広島市西条栄町8番29号	7/26(木)～8/10(金) 専用電話：082-426-3127

※各会場、駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関でお越しください。

※お問い合わせ等は、各市区町社会福祉協議会にお願いします。

~~~~~

**実施主体：社会福祉法人広島県社会福祉協議会 生活支援課**

**連絡先：〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2**

**TEL：082-254-3413**

